

南舞岡一丁目・二丁目住宅地区建築協定運営委員会細則

(目 的)

第1条 この細則は、南舞岡一丁目・二丁目住宅地区建築協定（以下「協定」という。）第9条に基づき、協定第7条に定める南舞岡一丁目・二丁目住宅地区建築協定運営委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する必要な事項を定めることにより、協定を円滑に運営することを目的とする。

(委員会の組織)

第2条 協定第7条第2項の規定による運営委員会は、原則として南舞岡自治会の各ブロックから1名の委員を選出して組織する。

- 2 委員会に会計監事を置く。
- 3 委員会に顧問を置くことができる。
- 4 委員会に事務局を置くことができる。
- 5 会計監事、顧問の委嘱及び事務局の設置は、委員会の同意を得て委員長が行う。

(委員会の招集)

第3条 委員会の招集は、必要に応じ委員長が行う。

(委員会の業務)

第4条 委員会は、協定の運営に関する次の事項を処理する。

- (1) 協定第6条から第14条までの規定に係る事項
- (2) その他、協定の運営に関すること

(議 決)

第5条 委員会の議決は、役員を含む委員の3分の2以上が出席し、出席者の過半数をもって決する。

- 2 可否同数の場合は、委員長がこれを決する。
- 3 会計監事及び顧問は、議決権を有しないものとする。

(議事録の作成及び保管)

第6条 委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議題、議事の経過、要領、その結果を記録する。
- 3 委員長は議事録を保管し、利害関係人から請求があったときは、これを閲覧させなければならない。

(土地の所有者等の変更等の届出)

第7条 土地の所有者等は、協定第12条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当するときは、土地の所有者等の変更届（第1号様式）により、速やかに委員会へと届出るものとする。

- (1) 所有権者が変更したとき
- (2) 地上権者又は借地権者が変更したとき
- (3) 地上権又は借地権が発生又は消滅したとき

(新築、増築又は改築の届出)

第8条 土地の所有者等は、建築物を新築、増築又は改築しようとするときは、建築物の(新築・増築・改築)届(第2号様式)により、着工の1カ月前までに委員会へ届出るものとする。

(届出の処理)

第9条 委員会は、協定第12条に基づく第7条の届出を受理したときは、届出の内容を記録するとともに、新たに土地の所有者等となった者に対して、協定に関する必要な書類を交付するものとする。

2 委員会は、前条の届出を受理したときは、協定第6条の建築物に関する基準に照らし、届出の内容の確認を行い、確認の結果を建築物(新築・増築・改築)確認通知書(第3号様式)により、土地の所有者等に対して通知するものとする。

(経費)

第10条 委員会の運営に要する経費は、協定第4条に定める土地の所有者等の負担とする。

2 土地の所有者等の負担金は、一年度につき300円とする。

3 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、平成10年度は、委員会が設立された日から平成11年3月31日までとする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の事務、会計その他委員会の運営に必要な事項は、委員会の承認を得て委員長が定める。

(有効期間)

第12条 この細則は、横浜市長の協定認可公告の日(平成10年4月24日)から協定の有効期間、効力を有するものとする。

付 則

(施行期日)

この細則は、横浜市長の協定認可公告の日(平成10年4月24日)以降において、委員会が設立された日(平成10年6月 日)から実施する。

付 則

(施行期日)

この細則は、平成23年4月10日から施行する。

(第2号様式)

建築物の（新築・増築・改築）届

平成 年 月 日

南舞岡一丁目・二丁目住宅地区
建築協定運営委員会委員長様

届出者 住 所

氏 名 印

下記のとおり、（新築・増築・改築）をいたしますので、建築協定運営委員会細則第8条の規定により届出します。

記

| | | | | |
|---------|-----------------------------------------------------------------|--------|----|-----|
| 建 築 主 | 住 所 | 〒 | | |
| | 氏 名 | 印 | 電話 | () |
| 代 理 者 | 住 所 | 〒 | | |
| | 氏 名 | 印 | 電話 | () |
| 建 築 場 所 | 登記上の表示 | 戸塚区南舞岡 | 丁目 | 番地 |
| | 住居表示 | 戸塚区南舞岡 | 丁目 | 番 号 |
| 添 付 図 書 | ・ 建築確認書（第一面～第五面）の写し ・ 配置図、平面図、立面図または建築協定第6条の規定を満たすことが分かる設計図書 | | | |

- (注) 1. この届出書は、着工の1か月前までに建築協定運営委員会へ提出して下さい。
2. 添付図書は、各1部ずつ提出してください。
3. 添付図書のうち1部は、建築協定運営委員会の資料として保管し、一切公開いたしません。
4. 平面図は、内部の間取りを記入しないものでも結構です。

建築物の（新築・増築・改築）届確認メモ

平成 年 月 日

整理番号： - -

| | | | | | | |
|----------|-------------------------|----------|-----------|--------------------------------|------------|------------------------|
| 建築主 | 氏名 | | 住所 | | 電話 | () |
| 建築場所 | 南舞岡 丁目 番 号 | | | 地番 | 南舞岡 丁目 番地 | |
| 敷地面積 | m ² | 建ぺい率 | % | 容積率 | % | 地盤面変更 有 cm 無 |
| 高 さ | 屋根の高さ | m | 軒の高さ | m | 階数 | 階 地下室 有 無 |
| 隣 地 後 退 | 道路後退 (側) | | 隣地後退 (側) | | 隣地後退 (側) | |
| | m | | m | | m | |
| 建築物の用途 | (一戸建住居専用住宅) | | | (店舗併用住宅) | | |
| | イ. 玄関1二世帯住宅 | | | イ. 面積 m ² % 一戸建 | | |
| | ロ. 玄関1二世帯住宅 | | | ロ. 面積 m ² % 二戸建長屋 | | |
| | ハ. 玄関2二世帯住宅 (内部往来) | | | ハ. 面積 m ² % 二戸建共同住宅 | | |
| そ の 他 | 外階段 | 有 無 | 防音対策 | 有 無 | その他 | |
| 出 窓 | 有 無 | 隣地後退延べ延長 | | m | 道路後退延べ延長 m | |
| 車 庫 | 有無 | 隣地後退 | m | 道路後退 | m | 面積 m ² 軒高 m |
| 物 置 | 有無 | 隣地後退 | m | 道路後退 | m | 面積 m ² 軒高 m |
| 確認条件・その他 | | | | | | |
| 判 定 | イ. 適 合 ロ. 条件付き適合 ハ. 不適合 | | | | | |
| 委員会確認 | 平成 年 月 日 | | | 確認メモ作成者 | | |